

平成 31 年 2 月 22 日

要 望 書

警視庁 警視総監様

一般財団法人日本自転車普及協会
会長 石黒克巳

公益財団法人日本サイクリング協会
代表理事 西澤仁史

公益財団法人日本自転車競技連盟
会長 橋本聖

公益社団法人東京都盲人福祉協会
会長 笹川吉彦

一般財団法人自転車産業振興協会
会長 野澤隆寛

一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟
理事長 片山右京

一般社団法人日本パラサイクリング連盟
理事長 権丈泰巳

特定非営利活動法人自転車活用推進研究会
理事長 小林成基

特定非営利活動法人東京葛飾バイコロジー推進協議会
会長 矢崎文彦

日本学生自転車競技連盟
理事長 松倉裕

日本自転車軽自動車商協同組合連合会
代表理事 中村勤

東京サイクリング協会
理事長 高橋敬次

東京都自転車競技連盟
理事長 中村賢二

東京都自転車商協同組合
理事長 小澤豊
(順不同)

タンデム自転車の東京都内一般公道通行可に向けた
東京都公安委員会規則一部改正のお願い(要望書)

謹啓 貴職におかれましては時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より自転車をはじめ都内交通安全環境向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般、平成 29 年 5 月 1 日付で議員立法による「自転車活用推進法」が施行され、国土交通省内に自転車活用推進本部が設置されますと共に、平成 30 年 6 月 8 日付で「自転車活用推進計画」が閣議決定され、国民にとって身近な交通手段である自転車の積極的な活用により、環境への負荷低減・災害時における交通の機能の維持・国民の健康増進による医療費の削減・国内外からの観光旅客の来訪促進等、さらなる国民生活の向上と我が国経済の活性化を図ることが国家戦略の重点項目のひとつとして掲げられました。

また来る 2020 年東京五輪・パラリンピック開催を約 1 年半後に控え、両大会における各種競技種目の一つとして自転車競技の選手強化と応援機運醸成も求められているところです。

こうした社会情勢を背景に、私どもいたしましては下記のとおりタンデム自転車の東京都内一般公道通行可に向けて、東京都公安委員会規則の一部改正を要望するものであります。

公務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、特段のご配慮を賜りますよう、何卒ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

■要望内容：

タンデム自転車(座席数に合わせた定員が乗れる自転車)が、東京都内の一般公道を通行できるよう、東京都公安委員会規則の一部を改正して頂くようお願いいたします。

■要望理由：

上述のとおり、自転車活用推進法が施行され、自転車活用推進計画が閣議決定されて自転車の有効活用が喫緊の課題となっております。

タンデム自転車の一般公道走行解禁の現状といたしましては、平成 27 年 12 月末時点では、全国 47 都道府県中 13 府県が解禁されているにとどまつておりましたが、平成 30 年 12 月末時点では、解禁順に長野県・兵庫県・山形県・愛媛県・広島県・宮崎県・佐賀県・新潟県・愛知県・群馬県・京都府・富山県・大阪府・静岡県・大分県・島根県・千葉県・滋賀県・山梨県・山口県・高知県・福岡県・鹿児島県の 23 府県で順次公道通行が認められるようになり、平成 31 年 3 月末までに栃木県・福島県も公道走行が解禁される予定と伺つております。間もなく都道府県の過半数で認められる見込みと全国的な広がりを見せております。

タンデム自転車の有効活用の事例の 1 つは、視覚障害者等の社会生活の向上です。一般的に視覚障害者等は、ひとりでは普段の買い物や通院などの移動が自由に出来ません。東京サイクリング協会が、東京都盲人福祉協会と共同で、平成 3 年以降毎年 5 回前後・延べ 100 回以上開催している前後 2 人乗りのタンデム自転車体験会等では、視覚障害者の参加者より「(一緒に乗ってくれる健常者と走ると)自由に

移動でき、普段はなかなか感じることのできない風を切る爽快感が得られ、同時に適度な運動を行うことで健康増進につながる」という意見があります。

こうしたニーズに加えて、

- 一般の自転車愛好家(サイクリスト)の夫婦・親子・友人同士でのタンデム利用
- 国内外から来訪する自転車旅行家(ツーリスト)のタンデム利用[観光資源増大]
- 2020 東京パラリンピック大会の自転車ロードレース・トラック競技正式種目として出場予定の「タンデム」種目選手の練習場所の確保と、競技人口の拡大

等の波及効果が期待されます。更にタンデム自転車に大人と子どもが同乗することで、路上で実践的に交通ルールを学ばせることができるなどの派生効果も期待できます。

現在東京都内では、一部のサイクリング専用道路などでしか、タンデム自転車の通行が認められておりませんが、このたびの 2020 東京五輪・パラリンピック開催を好機として、世界的な潮流である自転車の有効活用のさらなる後押しのために、東京都内的一般公道(車道左側)でのタンデム自転車の通行を認めて頂ければ幸甚です。

なお既に認められている 23 府県のタンデム解禁後のその後を見てみると、実際にはタンデム自転車の各県ごとの保有台数が数十台程度であることから、大きな事故や社会問題はほとんど生じていないというのが実情です。

また社会的な環境変化といたしましては、平成 28 年 7 月付で、国土交通省道路局と警察庁交通局の連名で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定・公表したことを見て、道路管理者である国や地方自治体が、交通管理者である警察と連携して、自転車ネットワーク形成と歩行者・自転車利用者・自動車利用者の相互安全確保の観点から、公道上における自転車通行空間の設計に際して、道路状況に応じて自転車専用通行帯等を設けられる区間には、車道の左側端に青色の矢羽型路面表示や自転車のピクトグラムを積極的に設置する事例が東京都内も含めて全国的に増えている状況であり、自転車走行環境も少しづつ改善されてきているところです。

私ども自転車関係団体といたしましては、今後も警察ご関係者各位と綿密に連携して、自転車交通安全啓発と共に自転車の有効活用を呼び掛けてまいりますので、タンデム自転車についても普通自転車と同様に、原則車道左側通行であることと交通ルールを遵守して通行することを徹底してまいり所存です。

【本件に関するお問合せ先】

■(一財)日本自転車普及協会 常務理事 田中栄作

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4 階

担当部署：事業課 TEL03-4334-7952

担当者：事業課長 村山吾郎